

海外旅行 手配旅行 ご旅行条件書（全文）

お申込みの前に必ずお読み下さい

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) お客様と株式会社風の旅行社（以下当社といいます。）とは、手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、所定の取扱料金（手配手数料）を申し受けます。
- (4) 旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

2. 申込み及び契約の成立

(1) ご来店にてお申込みの場合

ご来店にてお申込みの場合は、所定の申込書を提出いただき申込金を添えてお申込みいただきます。この時点で旅行契約が成立します。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

申 込 金
旅行代金の20%相当額

(注) 但し、(イ) 当社が取引条件説明書面で申込金の使途を表示する場合、(ロ) お客様がクレジットカード支払いを選択した場合、(ハ) お客様が希望した場合は、旅行代金の20%を超える金額を申込金として収受することがあります。

(2) 電話等の通信手段によるお申込みの場合

- ① 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によって予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込み時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して7日以内に申込金のお支払いをいただき、当社が申込金を受領したときに旅行契約が成立します。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、お申込みがなかったものとして取り扱います。
- ② 郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によって予約の申込みを受け付けた場合で、当社が予約の承諾をする前に申込金を受領した場合は、その時点では旅行契約は成立しておらず、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知がお客様に到達した時に成立します。

(3) クレジットカードご利用の場合

- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より、会員の署名なくして旅行代金（申込金等）のお支払いを受けること（以下「通信契約」という）を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の締結をする場合があります。
- ② 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
- ③ 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。④通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ⑤ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。
- ⑥ 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

3. 申込条件

- (1) 当社では、旅行参加者すべてに海外旅行保険への加入をお願いしています。特に、高所や乗馬等を含んだ旅行においては、事故が発生すると、高額な緊急搬送費や治療費を必要とする場合がありますので、一定額以上の治療救済費用保険金額が担保された海外旅行保険への加入を参加条件とさせていただきます。海外旅行保険に加入いただけない場合は、参加をお断りする場合があります。
- (2) 申し込み時点で18才未満の方と親権者が同行しない場合は、親権者の同意書の提出が必要です。また参加条件は各旅行サービス提供機関の基準によります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応

じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。

- (5) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1) 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- (4) 当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名なくして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含む）や取消料、違約料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ① 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）
- ② 当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

- (1) お客様は本項(5)に定める料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。
- (2) 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて既に収受した旅行代金を払い戻しいたします。
- (3) お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときはお客様に本項(5)に定める料金をお支払いいただきます。
- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項(5)に定める料金をお支払いいただきます。
- (5) 本項(1)(3)(4)に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。
 - ① お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
 - ② 当社所定の取消手続料金
 - ③ 当社が得るはずであった取扱料金

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込みした旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想

される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。

- (3) 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成者の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第17項による第三者提供が行なわれることに付いて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
- (6) 旅行の運営はおお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任と損害賠償・免責事項

- (1) 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は本項(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 食中毒
 - ⑥ 盗難
 - ⑦ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更
 - ⑧ お客様ご自身の故意または過失による損害
 - ⑨ その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
- (4) 手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

12. 特別補償規程の不適用

本旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別補償規程の適用はありません。

13. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」）のカード会員（以下「会員」）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」）を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- (1) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。また申し込みに際し、「会員番号、カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。＝第5項、第8項関連
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けず。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

14. 海外危険情報について

旅行のお申込み後、旅行開始までの間に、旅行の目的地に外務省より「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上の海外危険情報が発出された場合は、旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社の「ツアー実施基準（弊社ホームページ参照）」を満たし催行可能と判断した場合は実施いたします。この場合に、お客様が旅行を取りやめられるときは当社所定の取消料をいただきます。

15. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：https://www.forth.go.jp/」でご確認ください。

16. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、当社の販売員にお問い合わせください。

17. 個人情報の取扱い

- (1) 当社および受託旅行業者は、旅行申込書に記載いただいた個人情報について、お客さまとの連絡、運送・宿泊機関等の手配、ご旅行アンケート送付、弊社発行の通信の送付等に利用させていただきます。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、お客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、年賀状の送付などに利用させていただくことがあります。当社グループ企業の名称及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ（http://www.kaze-travel.co.jp/）のプライバシーポリシーをご参照下さい。
- (3) 当社は、お申し込んだ旅行のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって開示致します

18. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 現地ツアーの場合の運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、運行事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

ご旅行相談条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行相談契約

「旅行相談契約」（以下「契約」といいます。）とは、当社が旅行者の依頼により、旅行計画作成のための助言、旅行日程に必要な費用の見積、旅行に関する情報の提供等の旅行に関する相談を引き受ける契約をいいます。

2. 相談料金

当社は、相談業務を引き受けるにあたり所定の旅行業務取扱料金を申し受けず。

3. 旅行相談のお申し込みと契約の成立時期

旅行相談契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。

当社は以下の場合、契約の締結に応じないことがあります。

- イ. 当社の業務上の都合があるとき
- ロ. 相談内容が、公序良俗に反するおそれがあるとき
- ハ. 旅行地において、施行されている法令に違反するおそれがあるとき
- ニ. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力または当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合。

4. 当社の責任及び免責

- (1) 契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して6ヵ月以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

5. その他

本条件書に記載のない事項は当社の旅行業約款（旅行相談契約の部）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。この度の契約に関し、ご不明の点がありましたらご遠慮なく右記旅行業務取扱管理者にお問合せください。